

報告第 6 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 専決事項

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 8 年 3 月 31 日

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町条例第 1 7 号

#### 日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「機械及び装置」を「及び償却資産（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」に、「以下この条において同じ。」を「）（以下この条において「対象地方活力向上地域等特別償却設備等」という。」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「地方活力向上地域等特別償却設備である家屋又は構築物、機械及び装置並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地」を「対象地方活力向上地域等特別償却設備等」に改め、同条第 3 項中「地方活力向上地域等特別償却設備である家屋又は構築物、機械及び装置並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地」を「対象地方活力向上地域等特別償却設備等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。